

令和 2 年度
前浜海岸
出店者募集要項

宮古島市觀光商工部
觀光商工課

目 次

1	募集の目的	2
2	募集の概要	2
	(1) 出店区域	2
	(2) 出店を許可する期間	2
	(3) 出店者の募集及び出店候補者選定方法	2
	(4) 出店許可書の交付	2
3	出店内容に関する事項（出店の条件等）	3
	(1) 出店区域概要	3
	(2) 前浜海岸内で営業を行う際の運営基準	3
	(3) 出店者が営業を行うにあたっての留意事項	4
	(4) 占用料	4
	(5) 営業時間及び荒天時等における営業休止	5
4	出店者の募集及び選定に関する事項	5
	(1) 応募資格	5
	(2) 提出書類	6
	(3) 募集手続き等	6
	(4) 結果の通知	8
5	その他	9
	(1) 事業実施状況の報告等	9
	(2) 出店者の責任履行等	9
	(3) 事業の継続が困難となった場合の措置等	9
	(4) 問合せ先	10
○	添付資料	
	①様式 1～4	
	②別図	

前浜海岸出店者募集要項

宮古島市内で最も人気が高く、県外・国外から多くの観光客が訪れる前浜海岸内において、市民及び観光客等の海岸利用者に対し、ビーチパラソル・サマーベッドレンタル、マリンアクティビティ等のサービスを提供する事業者を募集します。

1 募集の目的

前浜海岸は、東洋一美しいビーチと称され、多くの市民・観光客が訪れる宮古島市内で最も人気の高い海岸です。

前浜海岸は幅広い砂浜が長く続く美しい海岸ですが、日陰となる場所が無いため、海岸内に長く滞在するには、パラソル等の日差しを遮るものが必要です。

また、海岸利用者に宮古島市の美しい海をより楽しんで頂く為には、様々なマリンアクティビティを安全・安心が確保された上で提供されることが望まれます。

前浜海岸を安心・安全・快適に楽しんで頂く為、上記サービスを提供する事業者を募集します。

2 募集の概要

(1) 出店区域

前浜海岸内、別図により指定する区域。

(2) 出店を許可する期間

出店許可日から令和2年10月31日。

(3) 出店者の募集及び出店候補者選定方法

- ・募集は募集要項に基づき公募型プロポーザル方式により行う。
- ・出店候補者選定は宮古島市において総合的な評価に基づいて行う。

(4) 出店許可書の交付

- ・出店候補者の選定後、出店に係る詳細について宮古島市と協議を行い、出店許可書を交付する。

3 出店内容に関する事項（出店の条件等）

（1）出店区域概要

① 出店区域の所在

前浜海岸内、別図により指定する区域。

② 募集事業者数

4事業者。

③ 出店区域の面積（店舗・用具管理用）

100m²（縦10m×横10m）程度。

※ビーチパラソルの設置など、サービスに使用できる区域は別途宮古島市が指定する

④ 出店業種

マリンアクティビティ（遊泳器具のレンタルを含む。以下同じ）の提供及び、ビーチパラソル等砂浜での利便器具のレンタル等。飲食の提供は禁止。

⑤ 出店形態

イベント用テント：3.6×7.2（m）を基本的な出店形態とする。（白を基調とし、景観に配慮すること）

（2）前浜海岸内で営業を行う際の運営基準

出店事業者が前浜海岸内で営業する際には次の事項を遵守すること。

① 地元各関係団体や他の出店事業者等との連携のもと、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービス提供に努めること。

② 海岸法、宮古島市海岸管理条例及び関連法令等を遵守し、適正な営業を行うこと。海岸は公共の場であることを念頭に置き、社会通念上不適切な行為・営業は行わないこと。

③ 宮古島市の指示に従い、適正な営業を行うこと。

④ 利用者の意見・要望等を運営に反映させるとともに、利用者等からの苦情等には迅速かつ適切に対応し、利用者の満足感を高めていくこと。

⑤ 物品の維持管理を適切に行うこと。

⑥ 事業計画等に基づき、適正な営業を行うこと。

⑦ 個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護を徹底すること。

⑧ 海岸内で営業を行う事ができるのは、事前に宮古島市に申請し、許可を得たスタッフのみとする。なお、海岸内で営業を行う際は、宮古

島市が交付する「前浜海岸内営業許可証」を常時身につけなければならぬ。

- ⑨ マリンアクティビティを提供する事業者は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第7条に規定する水難救助員の資格基準を満たす者を営業中に一人以上前浜海岸内に常駐させ、宮古島市の指示に従い海岸の安全監視等に従事させること。なお、営業時間中、出店場所とは別に宮古島市が指定する監視場所において、各事業者交代制による監視業務を実施する。
- ⑩ 海岸内にビーチパラソル及びサマーベッド等を設置できる台数は、基本的に1事業者あたり30台を上限とし、出店事業者選定後、宮古島市との協議により設置台数及び設置場所を決定する。
- ⑪ 前浜海岸及びふれあいの前浜海岸広場施設内では、刺青（タトゥー）を露出しないようラッシュガード等で覆わなければならない。
- ⑫ 出店者は、ボランティア団体等と協力し、ビーチクリーンを定期的に行う等、前浜海岸内の環境保全に努めること。
- ⑬ 出店者は、指定された出店区域以外では、海岸利用者に対して声かけ等の営業行為をしてはならない。
- ⑭ 出店者は、楽器や音響機器等を使用する場合には、周囲の迷惑となるない音量に制限しなければならない。
- ⑮ 出店者は、前浜海岸での営業中に飲酒をしてはならない。
- ⑯ 出店者は、利用者に対し、安全な海岸利用のためのルール・マナーについて周知すること。
- ⑰ 報告書の作成・提出
出店区域での営業に係る利用者数及び経費の収支について、毎月宮古島市に報告し、トラブル等が発生した際には、その都度報告書を作成、提出すること。

(3) 出店者が営業を行うにあたっての留意事項

- ① 出店者は、出店区域での事業の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし業務の一部について、あらかじめ宮古島市が認めた場合この限りではない。
- ② 出店期間内であっても、宮古島市が出店を継続することが適当でないと認めるときは、出店許可を取り消す事ができる。

(4) 占用料

- ① 出店者は宮古島市海岸管理条例に基づく占用料を宮古島市に納付する。

(5) 営業時間及び荒天時等における営業休止

- ① 営業時間は9時から18時とする。また、荒天時等における営業の休止については、宮古島市の指示に従い、安全な営業に努めること。

4 出店者の募集及び選定に関する事項

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体（以下「団体等」という。）であること。ただし、次の各号に該当する団体等は応募することができません。
- ア. 団体等の役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいる団体等。
- イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始がなされている団体等。
- ウ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、宮古島市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等。
- エ. 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある団体等。
- オ. 地方自治法第92条の2又は第180条の5第6項の規定する役員等がいる団体等。
- カ. 国税、県税及び宮古島市税等を滞納している団体等
- キ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下暴力団員等という。）が所属する団体等。
- ク. 暴力団員等という社会的に非難されるべき関係にある者が所属する団体等。
- ケ. 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する団体等。
- コ. 役員のうち暴力団員等がいる団体等。
- ② 宮古島市に主たる事務所等活動の拠点をおき、かつ団体等の主たる構成員が宮古島市民であることを原則とする。

(2) 提出書類

- ① 出店申請書兼誓約書【様式1】 原本1部 写し7部
- ② 事業計画書及び収支予算計画書 8部
- ③ 定款及び登記事項証明書 原本1部 写し7部（定款は写し8部）
- ④ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書の写し 8部
- ⑤ 国税及び地方税の納税証明書（申請書提出日の属する事業年度及びその前年度分。国税については宮古島税務署発行の「納税証明書その3の3」、地方税については沖縄県宮古事務所発行の「納税証明書」、及び宮古島市納税課発行の「完納証明書」）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書 原本1部 写し7部
- ⑥ 労働保険料納付済証明書 原本1部 写し7部
- ⑦ 前浜海岸で営業を行うスタッフ名簿【様式2】 8部
- ⑧ 代表者及びスタッフの住民票 原本1部 写し7部
- ⑨ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第7条に規定する水難救助員の資格と同等の基準を満たしている事を証明する資料
8部（マリンアクティビティを提供する事業者のみ）

(3) 募集手続き等

- ① 募集要項等の配布（ホームページよりダウンロード）
令和2年3月2日（月）より配付開始。
- ② 申請書類の提出期間及び提出先等
 - ア. 提出期間及び受付時間
令和2年3月2日（月）～ 令和2年3月17日（火）正午
までに提出。
なお、受付は午前9時00分～午後5時15分まで（土日祝祭日及び平日の正午から午後1時までを除く）
 - イ. 提出先
沖縄県宮古島市平良字西里187番地
宮古島市役所平良第2庁舎観光商工部観光商工課
 - ウ. 提出方法
郵送または持参。令和2年3月17日（火）正午必着。
 - エ. 申請に当たっての注意事項
 1. 複数の申請の禁止
一応募者につき一申請とし、複数の申請をした場合には失

格とする。

2. 申請書提出期限までに所定の書類の提出がなかった場合、申請はなかったものとして取り扱う。
3. 不当な要求の禁止
申請者及び申請者の代理人並びに関係者が申請に対する不当な要求を行った場合は失格となる場合がある。
4. 共同事業体の構成団体の変更
共同事業体で申請する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行に支障がないと宮古島市が判断した場合には、変更を可能とすることもある。
5. 応募の辞退
申請書類を提出した後に、応募を辞退する場合は、応募辞退届【様式3】を提出すること。
6. 提案内容の変更の禁止
軽微なものを除き、提出された書類の変更は認めない。
7. 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効
申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とする。
8. 申請書類の返却
申請書類は理由の如何に問わらず返却しない。
9. 費用負担
申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。
10. 本事業提案で知り得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用を禁ずる。ただし、以下の情報についてはその対象としない。
 - ・公知となっている情報
 - ・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

③ 応募に係る質問

本募集要項に関する質問がある場合は、質問票（様式1）により電子メールまたはFAXにて提出すること。なお、電子メールまたはFAX以外による質問は受け付けないものとする。

【受付期限】 令和2年3月6日（金）正午必着

【提出先】 後記の「問い合わせ先」宛て

※提出後担当者へ電話にて受信の確認を行うこと。

【回答】 質問受付後、市ホームページにて掲載する。

④ 出店候補者の選定

- ア. 別途定める出店候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の中で、提案者による事業計画書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、その内容を審査する。
委員評価の合計点が最も高く、かつ総配点の50%以上である4者を出店候補者とし、次点の者を次点候補者とする。但し、合計点数が同点となった場合は、選定委員会の長の採点が高かった者の順位を上位とする。
- イ. 応募多数の場合は、一次審査（書面審査等）及び二次審査（プレゼンテーション）に分けて実施し、対象事業者を選定する場合がある。
その場合の詳細は別途通知する。
- ウ. 選定委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

エ. プrezentation

以下の日程でプレゼンテーションを実施する。

【実施日】 令和2年3月24日（火）

【場所】 宮古島市役所平良庁舎内会議室

【所要時間】 15分（説明5分、質疑10分）

※開始時間および場所については、応募者にのみ別途通知する。

※プレゼンテーションの順番は申請書の受付順とする。

※出席者数は1事業者4名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

※プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり必要となるパソコン等の機器は、提案者で用意すること。

※諸般の事情により、プレゼンテーションの日程を延期もしくは書類のみの選考に変更する場合がある。その場合は、応募者にのみ別途通知する。

（4） 結果の通知

選定委員会終了後、各提案者宛に書面により通知する。

5 その他

(1) 事業実施状況の報告等

① モニタリング

宮古島市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握するため、モニタリングを行う。

モニタリングの結果宮古島市は改善措置を講じる等の指導を行う。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取り消しを行う。

② 保険関係書類の提出

出店候補者として選定を受けた事業者は、営業行為に係る保険関係書類を出店日までに宮古島市に提出しなければならない。

③ 実績報告書の提出

出店者は、前月の利用者数、前浜海岸における営業の収支等の実績報告を毎月 10 日までに宮古島市に提出しなければならない。また、令和 2 年 11 月 15 日までに、出店した全期間の実績報告を提出しなければならない。

(2) 出店者の責任履行等

① 出店者は、提供するサービス利用者の被災等に対する第一次責任を有し、サービス利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに宮古島市に報告しなければならない。

② 出店者は、事業継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに宮古島市へ報告しなければならない。

(3) 事業の継続が困難となった場合の措置等

① 出店者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難又はそのおそれが生じた場合には、宮古島市は出店者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出を求めることができる。

この場合において出店者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、宮古島市は出店許可を取り消しすることができる。

② 出店者が倒産し、又は出店者の財務状況が著しく悪くなった場合には、宮古島市は出店の許可を取り消すことができる。

③ 不可抗力その他宮古島市又は出店者の責めに帰することができない理由により業務の継続が困難と判断した場合には、宮古島市と出店者は、事業継続の可否について協議するものとする。

なお、協議の結果、事業の継続が困難と判断された場合には出店許可を取り消すことができる。

- ④ 前記に定めるもののほか、出店の継続が困難となるような事態が生じた場合、宮古島市と出店者は誠意を持って、その解決に向けて協議する。

(4) 問合せ先

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里187番地

宮古島市役所観光商工部観光商工課

電話：0980-73-2690・2691

FAX：0980-73-2692

E-mail : kanko@city.miyakojima.lg.jp

担当：伊佐 蝙川